

資料2

意見照会結果を踏まえた標準仕様書(1.5版)案について

目次

1. 改定方針一覧
2. 標準仕様書(1.5版)案の討議事項
3. 標準仕様書(1.5版)案の確認事項
4. 標準仕様書(1.5版)案最終化に向けたその他対応事項

1. 改定方針一覧

1. 改定方針一覧

第3回研究会で合意した改定案について意見照会を実施した結果、いただいたご意見等を踏まえ、新たに6点の見直しが必要と判断しました。うち、「討議①～④」の内容についてご確認をお願いします。なお、その他の事項については特段のご意見をいただきませんでしたので「事務局案のとおり」とする方針です。

■ No.1 法令・制度改正への対応

No.	区分	改定概要	改定方針
1-1	機能・帳票要件	特定親族特別控除の創設により影響を受ける機能要件の適合基準日を変更する。	見直し 討議 ①
1-2	帳票詳細要件	特定親族特別控除の創設に伴いシステム印字項目を追加する帳票詳細要件の適合基準日を変更する。	見直し 討議 ②
1-3		国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。	見直し 討議 ③
1-4		国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。	
1-5		国民年金 障害基礎年金 所得状況届のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。	
1-6		国民年金老齢福祉年金所得状況届のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。	見直し
1-7		特別障害給付金所得状況届のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。	
1-8		障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。	
1-9	帳票レイアウト	国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。	見直し(誤植対応)
1-10		国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。	見直し(誤植対応)
1-11		国民年金 障害基礎年金 所得状況届を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。	
1-12		国民年金老齢福祉年金所得状況届を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。	
1-13		特別障害給付金所得状況届を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。	事務局案のとおりとする
1-14		障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。	

■ No.2 標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化

No.	区分	改定概要	改定方針
2-1	帳票詳細要件	帳票詳細要件のシステム印字項目「バーコード」の仕様を変更する。	新規 討議 ④

2. 標準仕様書(1.5版)案の討議事項

2. 標準仕様書(1.5版)案の討議事項

No.1-1 特定親族特別控除に伴う機能要件の適合基準日変更

特定親族特別控除の創設に伴う機能要件の適合基準日の修正に関するご意見を踏まえた事務局案の改定方針について討議をお願いします。なお、標準仕様書内に「市町村」と「市区町村」の表記揺れがあったことから、今般の見直しとあわせてNo.1-1、No.1-2の適合基準日の記載を「市区町村」に統一しています。

主なご意見(指摘事項)	討議事項(論点)
<ul style="list-style-type: none"> 特定親族特別控除以外の要件は令和8年4月1日までに適合すべきだが、今回の改定(案)適合基準日の記載では、令和8年4月1日以降の適合でも問題ないように読み取れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見をいただいた内容を踏まえ、適合基準日について以下の改定方針とすることでのよいか。 <ul style="list-style-type: none"> 第3回研究会の資料でお示ししたとおり、特定親族特別控除の創設による影響を受ける機能のみ制度施行日後の適用も許容することを意図しており、意見照会時の案に「<u>令和8年4月1日特定親族特別控除に係る機能については、</u>」を追加する。

該当する機能(1.5版案の意見照会版)					改定方針(意見照会を踏まえた1.5版案)
中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日	適合基準日
0.7連携	026 007 4	個人住民税システムとの連携を行い、個人住民税システムの課税情報について、取得できること	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条の規定に基づき収入の状況に関して必要な情報の提供を実施する日のいずれか遅い日	令和8年4月1日 特定親族特別控除に係る機能については、令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条の規定に基づき収入の状況に関して必要な情報の提供を実施する日のいずれか遅い日

2. 標準仕様書(1.5版)案の討議事項

No.1-1 特定親族特別控除に伴う機能要件の適合基準日変更

(前頁からの続き)

該当する機能(1.5版案の意見照会版)

中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日
2.1免除・納付猶予申請書受理・審査	026 047 7	<p>免除・納付猶予に係る登録・修正・削除・照会が行えること</p> <p>【管理項目】 基礎年金番号、申請期間、届書種類、特例認定区分、受付年月日、受付場所、処理年月日、処理結果、免除等区分の審査順序、継続希望(承認・却下)、免除区分(種別)、免除等の始期・終期、日本年金機構への報告年月日</p> <p>※住民記録システム連携に係る以下の項目については参考し、表示できること 個人番号、氏名(漢字・カナ・ローマ字)、性別、生年月日、住所、世帯主の氏名・生年月日、配偶者の氏名・生年月日、配偶者の個人番号</p> <p>※個人住民税システム連携に係る以下の項目については参考し、自動入力がなされ、表示できること 前年の所得額、扶養親族等の有無及び数、同一生計配偶者等の有無及び数、控除対象扶養親族の有無及び数、特定扶養親族の有無及び数、障害者扶養親族数、老人控除対象配偶者および老人数、本人障害区分、本人寡婦区分、本人ひとり親区分、本人勤労学生区分、純損失及び雑損失、各控除額</p>	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日
2.1免除・納付猶予申請書受理・審査	026 020 9	免除・納付猶予の判定結果、被保険者・配偶者・世帯主それぞれの判定結果(政令で定める額)、対象者ごとの扶養状況を考慮した基準額(政令で定める額)を年度ごとに確認できること。	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日

改定方針(意見照会を踏まえた1.5版案)

適合基準日
令和8年4月1日 特定親族特別控除に係る機能については、令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日
令和8年4月1日 特定親族特別控除に係る機能については、令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日

2. 標準仕様書(1.5版)案の討議事項

No.1-1 特定親族特別控除に伴う機能要件の適合基準日変更

(前頁からの続き)

該当する機能(1.5版案の意見照会版)

中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日
2.1免除・納付猶予申請書受理・審査	026 021 2	以下の帳票を出力できること 国民年金保険料免除・納付猶予申請書/ 国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書) ※印字項目については、帳票詳細要件を参照	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日
2.2学生納付特例申請書受理・審査	026 047 8	学生納付特例申請に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、申請期間、届書種類、受付年月日、受付場所、処理結果(承認・却下)、免除等の始期・終期、日本年金機構への報告年月日、特例認定区分 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参考し、表示できること 個人番号、氏名(漢字・カナ・ローマ字)、性別、生年月日、住所 ※個人住民税システム連携に係る以下の項目については参考し、自動入力がなされ、表示できること 前年の所得額、扶養親族等の有無及び数、同一生計配偶者等の有無及び数、控除対象扶養親族の有無及び数、特定扶養親族の有無及び数、障害者扶養親族数、本人障害区分、老人控除対象配偶者および老人数、本人寡婦区分、本人ひとり親区分、本人勤労学生区分、純損失及び雑損失、各控除額	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日

改定方針(意見照会を踏まえた1.5版案)

適合基準日
令和8年4月1日 特定親族特別控除に係る機能については、令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日
令和8年4月1日 特定親族特別控除に係る機能については、令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日

2. 標準仕様書(1.5版)案の討議事項

No.1-1 特定親族特別控除に伴う機能要件の適合基準日変更

(前頁からの続き)

該当する機能(1.5版案の意見照会版)

中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日
2.2学生納付特例申請書受理・審査	026 022 7	学生納付特例の判定結果を表示できること	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日
2.2学生納付特例申請書受理・審査	026 022 9	以下の帳票を出力できること 国民年金保険料学生納付特例申請書/国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書) ※印字項目については、帳票詳細要件を参照	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日
6.2所得情報提供(継続免除)	026 035 3	免除・納付猶予申請(市町村確認書)を出力できること ※継続免除審査対象者のうち、日本年金機構にて所得情報が取得できない被保険者に対して出力することを想定	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日

改定方針(意見照会を踏まえた1.5版案)

適合基準日
令和8年4月1日 特定親族特別控除に係る機能については、令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日
令和8年4月1日 特定親族特別控除に係る機能については、令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日
令和8年4月1日 特定親族特別控除に係る機能については、令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日

2. 標準仕様書(1.5版)案の討議事項

No.1-1 特定親族特別控除に伴う機能要件の適合基準日変更

「6.3所得情報提供(年金生活者支援給付金)」に関する機能要件は、日本年金機構から年次で依頼される所得情報提供に必要な機能であり、令和8年度以降は特定親族特別控除額を含む所得情報の収録が必要となるため、[当初の事務局案どおり](#)とします。

対応事項

- 特定親族特別控除の創設により影響を受ける機能要件の適合基準日を変更する。

該当する機能(1.5版案の意見照会版)

中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日
6.3所得情報提供(年金生活者支援給付金)	026 035 7	日本年金機構(国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会経由)から提供された、所得情報に係る提供依頼媒体の情報をシステムへ取り込めるこ	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条の規定に基づき収入の状況に関して必要な情報の提供を実施する日のいずれか遅い日
6.3所得情報提供(年金生活者支援給付金)	026 036 2	日本年金機構に所得情報を提供する世帯員を特定し、受給者・受給候補者の所得情報をも含めて取り込めるこ ※世帯員は、当該年度の4月1日時点の世帯員とできること。	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条の規定に基づき収入の状況に関して必要な情報の提供を実施する日のいずれか遅い日
6.3所得情報提供(年金生活者支援給付金)	026 036 3	課税情報から取得した対象者の所得情報に基づき、日本年金機構へ提供する所得情報提供依頼結果媒体を電子媒体で作成できること	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条の規定に基づき収入の状況に関して必要な情報の提供を実施する日のいずれか遅い日
6.3所得情報提供(年金生活者支援給付金)	026 036 5	所得情報の確認用に作成された確認用CSVファイルを参照し、作成したデータ内容を確認できること	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条の規定に基づき収入の状況に関して必要な情報の提供を実施する日のいずれか遅い日

改定方針(意見照会を踏まえた1.5版案)

適合基準日
令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条の規定に基づき収入の状況に関して必要な情報の提供を実施する日のいずれか遅い日
令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条の規定に基づき収入の状況に関して必要な情報の提供を実施する日のいずれか遅い日
令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条の規定に基づき収入の状況に関して必要な情報の提供を実施する日のいずれか遅い日
令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条の規定に基づき収入の状況に関して必要な情報の提供を実施する日のいずれか遅い日



2. 標準仕様書(1.5版)案の討議事項

No.1-1 特定親族特別控除に伴う機能要件の適合基準日変更

P.6のご意見を踏まえた事務局案の改定方針について討議をお願いします。適合基準日変更に伴う機能要件の分割については、特段ご意見はなかったため、当初の事務局案どおりとします。

機能要件(1.4版)

中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日
6.5公用照会対応(免除・年金生活者支援給付金)	0260376	免除・納付猶予申請書審査、学生納付特例の審査および年金生活者支援給付金の審査のため、被保険者・認定請求者の世帯員の各所得状況を表示できること	実装必須機能	令和8年4月1日



機能要件(1.5版案の意見照会版)

中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日
6.5公用照会対応(免除・年金生活者支援給付金)	0260521	免除・納付猶予申請書審査、学生納付特例の審査のため、被保険者の世帯員の各所得状況を表示できること	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日
6.5公用照会対応(免除・年金生活者支援給付金)	0260522	年金生活者支援給付金の審査のため、認定請求者の世帯員の各所得状況を表示できること	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条第1項第2号及び第4号の規定に基づき認定の請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第10条第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日

改定方針(意見照会を踏まえた1.5版案)

適合基準日
令和8年4月1日 特定親族特別控除に係る機能については、令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日
令和8年4月1日 特定親族特別控除に係る機能については、令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条第1項第2号及び第4号の規定に基づき認定の請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第10条第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日

2. 標準仕様書(1.5版)案の討議事項

No.1-1 特定親族特別控除に伴う機能要件の適合基準日変更

(前頁からの続き)

機能要件(1.4版)

中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日
6.5公用照会対応(免除・年金生活者支援給付金)	0260377	日本年金機構に所得情報を提供する対象者を特定し、被保険者および世帯員の所得情報を以下帳票に反映できること 国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書) / 国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書) / 老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届 / 障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届	実装必須機能	令和8年4月1日



機能要件(1.5版案の意見照会版)

中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日
6.5公用照会対応(免除・年金生活者支援給付金)	0260523	日本年金機構に所得情報を提供する対象者を特定し、被保険者および世帯員の所得情報を以下帳票に反映できること 国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書) / 国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日
6.5公用照会対応(免除・年金生活者支援給付金)	0260524	日本年金機構に所得情報を提供する対象者を特定し、請求者および世帯員の所得情報を以下帳票に反映できること 老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届 / 障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条第1項第2号及び第4号の規定に基づき認定の請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第10条第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日

改定方針(意見照会を踏まえた1.5版案)

適合基準日
令和8年4月1日 特定親族特別控除に係る機能については、令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日
令和8年4月1日 特定親族特別控除に係る機能については、令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条第1項第2号及び第4号の規定に基づき認定の請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第10条第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日

2. 標準仕様書(1.5版)案の討議事項

No.1-1 特定親族特別控除に伴う機能要件の適合基準日変更

(前頁からの続き)

機能要件(1.4版)

中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日
6.5公用照会対応(免除・年金生活者支援給付金)	0260378	所得情報依頼に対し、被保険者および年金受給者の所得情報を収めた以下の帳票を出力できること 国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書) / 国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書) / 老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届 / 障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届	実装必須機能	令和8年4月1日



機能要件(1.5版案の意見照会版)

中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日
6.5公用照会対応(免除・年金生活者支援給付金)	0260525	所得情報依頼に対し、被保険者の所得情報を収めた以下の帳票を出力できること 国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書) / 国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日
6.5公用照会対応(免除・年金生活者支援給付金)	0260526	所得情報依頼に対し、年金受給者の所得情報を収めた以下の帳票を出力できること 老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届 / 障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条第1項第2号及び第4号の規定に基づき認定の請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第10条第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日

改定方針(意見照会を踏まえた1.5版案)

適合基準日
令和8年4月1日 特定親族特別控除に係る機能については、令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日
令和8年4月1日 特定親族特別控除に係る機能については、令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条第1項第2号及び第4号の規定に基づき認定の請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第10条第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日

2. 標準仕様書(1.5版)案の討議事項

No.1-3~1-8 システム印字項目「特定親族特別」の備考欄への追記

帳票詳細要件のシステム印字項目「特定親族特別」の備考欄への追記について、討議をお願いします。

主なご意見(指摘事項)	討議事項(論点)
<ul style="list-style-type: none"> 改定対象の帳票については、過年度分(令和7年度以前)の帳票出力時も改定後の帳票(特定親族特別控除を追加した様式)での出力でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 新様式を用いて令和6年以前の年に係る所得情報を作成、印字・出力することは差し支えない。 特定親族特別控除額が制度上存在しない年の所得情報を参照する場合、基本データリストのデータ項目ID:02601040「特定親族特別控除額_計算値」は空欄での出力を想定しており、令和8年2月に予定しているデータ要件・連携要件の改定にて当該データ項目のデータ出力条件は「必須」から「任意」に修正される予定である。(※デジタル庁確認済み) そのため、「特定親族特別控除」の額を空欄とする対応方針にて、備考欄に以下のとおり記載することでよいか。 <ul style="list-style-type: none"> 令和6年以前の年に係る所得の場合は、空欄とする

該当する機能(1.5版案の意見照会版)

帳票ID	帳票名称	システム印字項目	備考(印字編集条件など)
0260020	国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)		
0260021	国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)		
0260022	国民年金 障害基礎年金 所得状況届	特定親族特別	
0260023	国民年金老齢福祉年金所得状況届		
0260024	特別障害給付金所得状況届		
0260025	障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届		

改定方針(意見照会を踏まえた1.5版案)

備考(印字編集条件など)
令和6年以前の年に係る所得の場合は、空欄とする

3. 標準仕様書(1.5版)案の確認事項

No.1-3 「国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)」の印字項目追加

本帳票詳細要件の印字項目追加に関しては、特段のご意見はなかったため、事務局案どおり改定します。(備考欄を除く)

対応事項

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。

帳票詳細要件(1.4版)

帳票ID	0260005	帳票名称	国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)
------	---------	------	--------------------------

No	システム印字項目	標準仕様			備考(印字編集条件など)	
		実装項目		備考(印字編集条件など)		
		必須	オプション			
…	A. 被保険者分	…				
16	配偶者特別	●				
…		…				
…	B. 配偶者分	…				
38	配偶者特別	●				
…		…				
…	C. 世帯主分	…				
60	配偶者特別	●				
…		…				

意見照会を踏まえた1.5版案

帳票ID	0260020	帳票名称	国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)
------	---------	------	--------------------------

No	システム印字項目	標準仕様			備考(印字編集条件など)	
		実装項目		備考(印字編集条件など)		
		必須	オプション			
…	A. 被保険者分	…				
16	配偶者特別	●				
…		…				
…	B. 配偶者分	…				
38	配偶者特別	●				
…		…				
…	C. 世帯主分	…				
60	配偶者特別	●				
…		…				
…	A. 被保険者分	…				
17	配偶者特別	●				
…	特定親族特別	●			令和6年以前の年に係る所得の場合は、空欄とする	
…		…				
…	B. 配偶者分	…				
39	配偶者特別	●				
…	特定親族特別	●				
40		…				
…		…				
…	C. 世帯主分	…				
62	配偶者特別	●				
…	特定親族特別	●				
63		…				
…		…				

3. 標準仕様書(1.5版)案の確認事項

No.1-4 「国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)」の印字項目追加

本帳票詳細要件の印字項目追加に関しては、特段のご意見はなかったため、事務局案どおり改定します。(備考欄を除く)

対応事項

- 国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。

帳票詳細要件(1.4版)

帳票ID	0260007	帳票名称	国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)
------	---------	------	-------------------------

No	システム印字項目	標準仕様		
		実装項目		備考(印字編集条件など)
		必須	オプション	
…	A. 被保険者分	…		
16		配偶者特別	●	
17		地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額	●	
…		…		

意見照会を踏まえた1.5版案

帳票ID	0260021	帳票名称	国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)
------	---------	------	-------------------------

No	システム印字項目	標準仕様		
		実装項目		備考(印字編集条件など)
		必須	オプション	
…	A. 被保険者分	…		
16		配偶者特別	●	
17		特定親族特別	●	令和6年以前の年に係る所得の場合は、空欄とする
18		地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額	●	
…		…		

3. 標準仕様書(1.5版)案の確認事項

No.1-5 「国民年金 障害基礎年金 所得状況届」の印字項目追加

本帳票詳細要件の印字項目追加に関しては、特段のご意見はなかったため、事務局案どおり改定します。(備考欄を除く)

対応事項

- 国民年金 障害基礎年金 所得状況届のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。

帳票詳細要件(1.4版)

帳票ID	0260018	帳票名称	国民年金 障害基礎年金 所得状況届		
------	---------	------	-------------------	--	--

No	システム印字項目	標準仕様			備考(印字編集条件など)	
		実装項目		必須		
		オプション	不可			
…	障害基礎	…				
…	年金の受	控除	…			
17	給権者の 所得状況	配偶者特別	●			
18		障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	●			
…		…				

意見照会を踏まえた1.5版案

帳票ID	0260022	帳票名称	国民年金 障害基礎年金 所得状況届		
------	---------	------	-------------------	--	--

No	システム印字項目	標準仕様			備考(印字編集条件など)	
		実装項目		必須		
		オプション	不可			
…	障害基礎	…				
…	年金の受	控除	…			
17	給権者の 所得状況	配偶者特別	●			
18		特定親族特別	●		令和6年以前の年に係る所得の場合 は、空欄とする	
19		障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	●			
…		…				

3. 標準仕様書(1.5版)案の確認事項

No.1-6 「国民年金老齢福祉年金所得状況届」の印字項目追加

本帳票詳細要件の印字項目追加に関しては、特段のご意見はなかったため、事務局案どおり改定します。(備考欄を除く)

対応事項

- 国民年金老齢福祉年金所得状況届のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。

帳票詳細要件(1.4版)

帳票ID	0260014	帳票名称	国民年金老齢福祉年金所得状況届
------	---------	------	-----------------

No	システム印字項目	標準仕様		
		実装項目		備考(印字編集条件など)
		必須	オプション	
…	受給権者…	…		
…	者の所控除	…		
17	得状況	配偶者特別	●	
…	…			
…	配偶者…	…		
…	の所得控除	…		
31	状況	配偶者特別	●	
…	…			
37	被扶養義務者等の所得状況	氏名	●	帳票印刷時に画面で選択した住民に関する情報を表示
…	…			
…	控除	…		同上
46		配偶者特別	●	同上
…		…		

意見照会を踏まえた1.5版案

帳票ID	0260023	帳票名称	国民年金老齢福祉年金所得状況届
------	---------	------	-----------------

No	システム印字項目	標準仕様		
		実装項目		備考(印字編集条件など)
		必須	オプション	
…	受給権者…	…		
…	者の所控除	…		
17	得状況	配偶者特別	●	
18		特定親族特別	●	令和6年以前の年に係る所得の場合は、空欄とする
…		…		
…	配偶者…	…		
…	の所得控除	…		
32	状況	配偶者特別	●	
33		特定親族特別	●	令和6年以前の年に係る所得の場合は、空欄とする
…		…		
39	被扶養義務者等の所得状況	氏名	●	帳票印刷時に画面で選択した住民に関する情報を表示
…	…			
…	控除	…		同上
48		配偶者特別	●	同上
49		特定親族特別	●	同上 令和6年以前の年に係る所得の場合は、空欄とする
…		…		

3. 標準仕様書(1.5版)案の確認事項

No.1-7 「特別障害給付金所得状況届」の印字項目追加

本帳票詳細要件の印字項目追加に関しては、特段のご意見はなかったため、事務局案どおり改定します。(備考欄を除く)

対応事項

- 特別障害給付金所得状況届のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。

帳票詳細要件(1.4版)

帳票ID	0260015	帳票名称	特別障害給付金所得状況届
------	---------	------	--------------

No	システム印字項目	標準仕様			
		実装項目		備考(印字編集条件など)	
		必須	オプション		
…	本人 控除 … 配偶者特別 障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 …				
…					
13		●			
14		●			

意見照会を踏まえた1.5版案

帳票ID	0260024	帳票名称	特別障害給付金所得状況届
------	---------	------	--------------

No	システム印字項目	標準仕様			
		実装項目		備考(印字編集条件など)	
		必須	オプション		
…	本人 控除 … 配偶者特別 障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 …				
…					
13		●			
14		●		令和6年以前の年に係る所得の場合は、空欄とする	
15		●			
…					

3. 標準仕様書(1.5版)案の確認事項

No.1-8 「障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届」の印字項目追加

本帳票詳細要件の印字項目追加に関しては、特段のご意見はなかったため、事務局案どおり改定します。(備考欄を除く)

対応事項

- 障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。

帳票詳細要件(1.4版)

帳票ID	0260017	帳票名称	障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届			
No	システム印字項目		標準仕様			
			必須	オプション	不可	備考(印字編集条件など)
…	請求者	…				
…		控除	…			
16			配偶者特別	●		
17			障害者(特別障害者を除く。)である 控除対象配偶者、扶養親族および同一生計配偶者の合 計数	●		
…			…			

意見照会を踏まえた1.5版案

帳票ID		0260025	帳票名称	障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届		
No	システム印字項目		標準仕様			備考(印字編集条件など)
			実装項目	必須	オプション	
…	請求者	…				
…		控除	…			
16			配偶者特別	●		
17			特定親族特別	●		令和6年以前の年に係る所得の場合 は、空欄とする
18			障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者、扶養親族および同一生計配偶者の合計数	●		
…			…			

2. 標準仕様書(1.5版)案の討議事項

No.2-1 帳票詳細要件のシステム印字項目「バーコード」の仕様変更

日本年金機構からの報告を踏まえた帳票詳細要件のシステム印字項目「バーコード」の仕様の見直しを行うことについて、討議をお願いします。

日本年金機構からの報告	討議事項(論点)
<ul style="list-style-type: none"> 一部の市町村から届出があった国民年金被保険者関係届書のバーコードのサイズが小さいため、事務センターでの読み取りができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 報告内容を踏まえ、以下の改定方針とすることによいか。 <ul style="list-style-type: none"> バーコードの読み取りは、帳票レイアウトで示されたサイズであれば可能であるため、帳票詳細要件のシステム印字項目のバーコードに関する記載欄(備考(印字編集条件など))から、大きさを指定する文言を削除する。

該当する機能(1.5版案の意見照会版)				改定方針(意見照会を踏まえた1.5版案)
帳票ID	帳票名称	システム印字項目	備考(印字編集条件など)	備考(印字編集条件など)
0260001	国民年金被保険者関係届書 (申出書)			
0260002	国民年金被保険者関係届書 (報告書)			
0260003	国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書			
0260004	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	バーコード	規格:CODE39、大きさ:縦10mm程度、横30mm程度とする、印刷位置:帳票レイアウトを参考にすること、余白:バーコードの周りに7mm程度設けること、コード値:○○○○○○(※)	規格:CODE39、大きさ:縦10mm程度、横30mm程度とする、印刷位置:帳票レイアウトを参考にすること、余白:バーコードの周りに7mm程度設けること、コード値:○○○○○○(※)
0260006	国民年金保険料学生納付特例申請書			
0260010	国民年金関係報告書			
0260019	国民年金 産前産後免除該当届/育児免除該当・終了届			

※ 各帳票でコード値が異なるため、「コード値:○○○○○○○○」と記載

3. 標準仕様書(1.5版)案の確認事項

3. 標準仕様書(1.5版)案の確認事項

No.1-9 「国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)」のレイアウト変更

本帳票レイアウトに関しては、「※ 純損失および雑損失 III」と「⑦地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額」の記入欄の番号が重複しているとのご意見をいただいたため、以下の改定内容に修正します。

対応事項

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。

帳票レイアウト(改定案)

国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)		
○ 基礎年金番号	○ 生年月日	○ 申請期間
	5. 昭和 7. 平成	令和 年度分
扶養親族等・控除		
A. 被保険者分	B. 配偶者分	C. 世帯主分
氏名		
※ 政令で定めの額	円	円
※ 地方税法上の障害者・高齢・ひとり親	○ 1. 障害者 2. 高齢 3.ひとり親	○ 1. 障害者 2. 高齢 3.ひとり親
※ 特定扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)控除	○ 人	○ 人
老人控除対象配偶者および老人扶養控除	○ 人	○ 人
特定扶養親族(16歳以上19歳未満に適用)控除	○ 人	○ 人
※ 前年の所得額 I	○	円
※ 純損失および雑損失 II	○	円
1.雑損	○	円
2.医療費	○	円
3.社会保険料	○	円
4.小規模企業共済等掛金	○	円
5.配偶者特別	○	円
※ 6.特定親族特別	○	円
控除の合計額 III	○	円
※ 控除後の所得額 I-E-II-(総免除額)	○	円
※ 特例認定区分 ○ 1.被扶養する者のうち、2.被災者 3.DV 4.その他	○ 1.被扶養する 2.被災者 3.DV 4.その他	○ 1.被扶養する 2.被災者 3.DV 4.その他
※ 天災を多めとした場合の見直し		
連絡欄		
注)令和5年以降の年の所得に係る扶養親族のうち、国外居住親族については、以下のいずれかに該当する者に限ります。 (1)年齢16歳以上30歳未満の者 (2)年齢以上の者 (3)年齢70歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者 ①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ②障害者 ③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者 上記のとおり相違ありません		
令和 年 月 日	市区町村長	

改定箇所

扶養親族等・控除	A. 被保険者分	B. 配偶者分	C. 世帯主分
※ 純損失および雑損失 III	④5 ○ 1. 雜損 2. 医療費 3. 社会保険料 4. 小規模企業共済等掛金 5. 配偶者特別	④6 ○ 1. 雜損 2. 医療費 3. 社会保険料 4. 小規模企業共済等掛金 5. 配偶者特別	④7 ○ 1. 雜損 2. 医療費 3. 社会保険料 4. 小規模企業共済等掛金 5. 配偶者特別
※ 6.特定親族特別	○ 6. 特定親族特別	○ 6. 特定親族特別	○ 6. 特定親族特別
控除の合計額 III	○ 7. 控除の合計額 III	○ 8. 控除の合計額 III	○ 9. 控除の合計額 III

【改定内容】

- 「⑤配偶者特別」と「⑦地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額」の間に「⑥特定親族特別」の行を追加
- 各欄に記載されていた(1-A)～(9-G)の削除
- 行の追加に伴い一部の欄の番号を修正(上記赤字箇所のとおり)

※意見照会でいただいたご指摘を踏まえ、「※ 純損失および雑損失 III」の番号を④5④6④7に修正。

3. 標準仕様書(1.5版)案の確認事項

No.1-10 「国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)」のレイアウト変更

本帳票レイアウトに関しては、「※ 純損失および雑損失 III」と「⑦地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額」の記入欄の番号が重複しているとのご意見をいただいたため、以下の改定内容に修正します。

対応事項

- 国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。

帳票レイアウト(改定案)

国民年金保険料 学生納付特例申請 (市町村確認書)		
○ 基本年金番号	○ 生年月日	○ 申請期間
	5. 年齢 3. 年代	令和 年度分
扶養親族等・控除		
A. 被保険者分	B. 配偶者分	C. 世帯主分
氏名		
※ 姓まで定める姓	円	円
※ 地方税法上の被保険者・基録・ひとり親	○ 1. 被保険者 2. 基録 3.ひとり親	○ 1. 被保険者 2. 基録 3.ひとり親
※ 他の扶養対象被保険者および老人扶助 受給者数	人	人
※ 他人扶養対象被保険者および老人扶助 受給者数	人	人
※ 前年の所得額 I	円	円
※ 純損失および雑損失 II	円	円
1.雑損	円	円
2.医療費	円	円
3.社会保険料	円	円
4.小規模企業共済等掛金	円	円
5.配偶者特別	円	円
※ 6.特定親族特別	円	円
控	円	円
※ 7.地方税法附則第6条第4項の 免除に係る所得額	円	円
連絡欄		
注)今後5年以内の年の所得に係る扶養親族のうち、国外居住親族については、以下のいずれかに該当する者に限ります。 (1)年齢16歳以上30歳未満の者 (2)年齢以上の者 (3)年齢20歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者 ①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ②隸属者 ③その原住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者 上記のとおり相違ありません		
令和 年 月 日	市区町村長	

改定箇所

扶養親族等・控除	A. 被保険者分	B. 配偶者分	C. 世帯主分
※ 純損失および雑損失 III	④6	④6	④6
1.雑損	⑤6	⑤6	⑤6
2.医療費	⑥6	⑥6	⑥6
3.社会保険料	⑦6	⑦6	⑦6
4.小規模企業共済等掛金	⑧6	⑧6	⑧6
5.配偶者特別	⑨6	⑨6	⑨6
※ 6.特定親族特別	⑩6	⑩6	⑩6
控	⑪6	⑪6	⑪6
※ 7.地方税法附則第6条第4項の 免除に係る所得額	⑫6	⑫6	⑫6

【改定内容】

- 「⑤配偶者特別」と「⑦地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額」の間に「⑥特定親族特別」の行を追加
- 各欄に記載されていた(1-A)～(9-G)の削除
- 行の追加に伴い一部の欄の番号を修正(上記赤字箇所のとおり)

※意見照会でいただいたご指摘を踏まえ、「※ 純損失および雑損失 III」の番号を④⑥⑦に修正。

3. 標準仕様書(1.5版)案の確認事項

No.1-11 「国民年金 障害基礎年金 所得状況届」のレイアウト変更

本帳票レイアウトに関しては、以下の改定案で意見照会を実施し、特段のご意見はなかったため、事務局案どおり改定します。

対応事項

- 国民年金 障害基礎年金 所得状況届を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。

帳票レイアウト(改定案)

様式第三号（第三十一条関係）		(表面)
国民年金 障害基礎年金 所得状況届		
日本年金機構 殿		
令和 年 月 日提出		
受給権者		個人番号(又は 基礎年金番号) 年金コード
氏名		
住所		
所得状況 扶養親族等・控除		
所得状況		
① 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 (うち特定扶養親族の数 (うち控除対象扶養親族の数(19歳未満の者に限る。)) 人)		
② 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無 有(70歳以上・70歳未満)・無		
③ 前年の所得額 円		
雜損		
医療費		
社会保険料		
小規模企業共済等掛金		
配偶者特別		
④ 特定親族特別		
障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 人		
※ 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日 市区町村長 署		
公的年金 受給状況		※ 送付 申請中 受けていない 令和 年 月 日 第 号
◎ 裏面の注意をよく読んでからご記入ください。 ◎ ※印の欄は、記入しないでください。 ◎ 文字は楷書ではっきりとご記入ください。 備考 1. 用紙の寸法は、A4判4面とする。 2. 必要があるときは、所要の変更を加えること。その他所要の調整を加えることができる。		

改定箇所

雜 損	円
医 療 費	円
社 会 保 険 料	円
小規模企業共済等掛金	円
配 偶 者 特 別	円
③ 控除	④ 特定親族特別
障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 人	人

【改定内容】

- 「配偶者特別」と「障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」の間に「特定親族特別」の行を追加

3. 標準仕様書(1.5版)案の確認事項

No.1-12 「国民年金老齢福祉年金所得状況届」のレイアウト変更

本帳票レイアウトに関しては、以下の改定案で意見照会を実施し、特段のご意見はなかったため、事務局案どおり改定します。

対応事項

- 国民年金老齢福祉年金所得状況届を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。

帳票レイアウト(改定案)

様式第二号(第二条関係) (表 面) 国民年金老齢福祉年金所得状況届 日本年金機構 殿			
令和 年 月 日提出			
受給権者	個人番号(又は年金証書の記番号)	年金コード	
配偶者	氏名	住所	
① 扶養義務者等	氏名	住所	
受給権者との続柄			
所得状況 扶養親族等・控除			
② 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	受給権者の所得状況	配偶者の所得状況	
(うち老人扶養対象配偶者及び老人扶養親族の合計数)	(うち老人扶養親族の数)	(うち老人扶養親族の数)	
(うち特定期間扶養親族の数)	(うち特定期間扶養親族の数)	(うち特定期間扶養親族の数)	
同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無	有	無	
③ 前年の所得額	円	円	
雑損	円	円	
医療費	円	円	
社会保険料	円	円	
小規模企業共済等掛金	円	円	
配偶者特別	円	円	
④ 控除	特定期別親族特別	円	円
障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	人	人
※ 控除後の所得額	円	円	
※ 審査			
※ 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日	市区町村長		
この届書に係る私並びに私の配偶者及び①の扶養義務者等(以下「私等」という。)の資産及び収入の状況につき、日本年金機構が市町村長に調査を嘱託することに同意します。			
また、日本年金機構の調査の嘱託に対し、市町村長が報告することについて、私が同意している旨を市町村長に伝えて構いません。 氏名			
公的年金受給状況	受けている	申請中 受けていない	
(A列4番)			
◎ 裏面の注意をよく読んでからご記入ください。 ◎ 宇は楷書ではつきりとご記入ください。			
◎ ※印の欄は、記入しないでください。			

改定箇所

所得状況 扶養親族等・控除	受給権者の所得状況	配偶者の所得状況	①の扶養義務者等の所得状況
	円	円	円
雑損	円	円	円
医療費	円	円	円
社会保険料	円	円	円
小規模企業共済等掛金	円	円	円
配偶者特別	円	円	円
④ 控除	特定期別親族特別	円	円
障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	人	人

【改定内容】

- 「配偶者特別」と「障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」の間に「特定期別親族特別」の行を追加

3. 標準仕様書(1.5版)案の確認事項

No.1-13 「特別障害給付金所得状況届」のレイアウト変更

本帳票レイアウトに関しては、以下の改定案で意見照会を実施し、特段のご意見はなかったため、事務局案どおり改定します。

対応事項

- 特別障害給付金所得状況届を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。

帳票レイアウト(改定案)

様式第一号（第一条、第四条及び第七条の四関係） (表 面) 特別障害給付金所得状況届	
日本年金機構 殿 合和 年 月 日提出	
受給資格者	
所得状況 扶養親族等・控除	
①	個人番号(又は受給資格者番号)
	氏名
	住所
所得状況	
人 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 (うち特定扶養親族の数 (うち控除対象扶養親族の数(19歳未満の者に限る。)) 人)	
同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無 有(70歳以上・70歳未満)・無	
②	前年の所得額 円
雜損 医療費 社会保険料 小規模企業共済等掛金 配偶者特別 特定期別 障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 寡婦・ひとり親・勤労学生の別 地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額 ※控除後の所得額 ※審査	
※ 上記のとおり、相違ありません。 合和 年 月 日 市区町村長 ㊞	
公的年金受給状況 ・受けている ・申請中 ・受けっていない	
※ 送付 合和 年 月 日 第 号	
◎ 裏面の注意をよく読んでからご記入ください。 ◎ 添印の欄は、記入しないでください。 ◎ 文字は楷書ではつきりとご記入ください。 備考 1. 用紙の下部は、A4面2面とする。 2. 必要があるときは、所要の変更を加えることができる。	

改定箇所

雜損	円
医療費	円
社会保険料	円
小規模企業共済等掛金	円
配偶者特別	円
③ 控除 特定期別 障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	円 人

【改定内容】

- 「配偶者特別」と「障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」の間に「特定期別」の行を追加

3. 標準仕様書(1.5版)案の確認事項

No.1-14 「障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届」のレイアウト変更

本帳票レイアウトに関しては、以下の改定案で意見照会を実施し、特段のご意見はなかったため、事務局案どおり改定します。

対応事項

- 障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。

帳票レイアウト(改定案)

様式第二号（第三十二条第二項第三号及び第四十七条第二項第三号関係）

障害
年金生活者支援給付金所得状況届
遺族

日本年金機構理事長 殿

令和 年度

令和 年 月 日提出

個人番号(又は基礎年金番号) 年金コード							
氏名 生年月日		明治・大正・昭和・平成・令和 年月日					
住所							
<p>控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 <small>扶養親族のうち、現住所を離れていては、以下のいずれかに該当する者は除ります。</small></p> <p>(1) 年齢65歳以上の者 (2) 年齢20歳未満の者 (3) その扶養親族の配偶者のうち、次の①から⑤までのいずれかに該当する者 ① 勝手により国外に住所及び居所を有しなくなった者 ② その扶養親族の配偶者が亡くなっている者 ③ その扶養親族の配偶者が年金受取権を有していな者</p>							
<p>同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無</p>							
請 求 者	有(70歳以上・70歳未満) 無						
	円						
	前年所得合計額						
	新規換算						
	医療費						
	社会保険料						
小規模企業共済等掛金							
配偶者特別							
特定親族特別							
障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者、扶養親族及び同一生計配偶者の合計数							
人							
特別障害者である控除対象配偶者、扶養親族及び同一生計配偶者の合計数							
人							
障害者、特別障害者、寡婦・ひとり親・勤労学生の別							
障・特障・寡・ひとり親・勤							
地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額							
円							
※控除後の所得額							
円							
その他							
※審査							
<small>※ 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日</small>							
<small>市町村長 印</small>							

◎ 印の欄は、記入しないでください。

備考 1. 用紙の寸法は、A4列4番とする。

2. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

改定箇所

求 者	雜損	円
	医療費	円
	社会保険料	円
	小規模企業共済等掛金	円
	配偶者特別	円
控 除	特定親族特別	円
	障害者(特別障害者を除く。)である 控除対象配偶者、扶養親族及び同一 生計配偶者の合計数	人

【改定内容】

- 「配偶者特別」と「障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者、扶養親族及び同一生計配偶者の合計数」の間に「特定親族特別」の行を追加

4. 標準仕様書(1.5版)案最終化に向けたその他対応事項

4. 標準仕様書(1.5版)案最終化に向けたその他対応事項

標準仕様書(1.5版)公表に向けたその他の対応として、標準仕様書、ツリー図・業務フロー、機能・帳票要件において、誤記の訂正及び表記の統一を実施しています。

■ 誤記の訂正、表記の統一

No.	分類	対象	改定概要
①	誤記の訂正	・ 標準仕様書(本紙) ・ 機能・帳票要件	・ 誤字脱字などの修正
②	表記の統一	・ 標準仕様書(本紙) ・ ツリー図・業務フロー ・ 機能・帳票要件	・ 標準仕様書、ツリー図・業務フロー、機能・帳票要件にて横並びで表記が異なる記載の統一

対応事項の詳細は、以下の分類にて次ページ以降に記載しています。

No.	大分類	中分類	対応事項
①	誤記の訂正		誤字脱字などの修正
②-1	表記の統一	「日本年金機構」への表記統一	「年金機構」、「機構」の表記を「日本年金機構」へ統一
②-2		「市区町村」への表記統一	「地方自治体」、「市町村」等の表記を「市区町村」へ統一 【対象外】 <ul style="list-style-type: none">法律、標準化基本方針、標準仕様書等の名称及び表記帳票名、システム印字項目及びデータ要件に定義されている管理項目の名称
②-3		事務名の表記統一	国民年金業務の事務名について、標準仕様書(本紙)、ツリー図・業務フロー及び機能・帳票要件での表記を統一 【対象外】 <ul style="list-style-type: none">表記の統一を行うことにより機能の解釈に影響を及ぼす可能性がある事務名
②-4		システム名の表記統一	「住記システム」の表記を「住民記録システム」へ統一

4. 標準仕様書(1.5版)案最終化に向けたその他対応事項

① 誤記の訂正

#	対象	対象箇所	対応事項
1	機能・帳票要件	P.24	「免除・納付猶予申請(市町村確認書)」 →「 国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書) 」に修正
2		機能ID:0260362の「機能要件」	「所得情報をも含めて」→「所得情報も含めて」に修正
3		機能ID:0260363の「要件の考え方・理由」	「年金生活者支援給付金の支給における情報交換媒体作成仕様書」 →「年金生活者支援給付金の支給における情報交換媒体作成仕様書」に修正
4		機能ID:0260485の「機能要件」	「年金受給権者」→「年金受給者」に修正
5		機能ID:0260353の「機能要件」	「免除・納付猶予申請(市町村確認書)」 →「 国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書) 」に修正
6		機能ID:0260037の「要件の考え方・理由」	「各要件」→「各機能要件」に修正
7		機能ID:0260219の「機能要件」	「住民税システム」→「 個人住民税システム 」に修正
8		機能ID:0260487の「要件の考え方・理由」	「機能ID:260357」、「機能ID:260364、260365」 →「機能ID: 0260357 」、「機能ID: 0260364、0260365 」に修正

②-1 表記の統一(日本年金機構)

#	対象	対象箇所	対応事項
9	ツリー図・業務フロー	ツリー図 レベル1:No.2、レベル2:No.1の「概要」	「機関」→「日本年金機構」に統一
10		ツリー図 レベル1:No.2、レベル2:No.2の「概要」	
11		ツリー図 レベル1:No.2、レベル2:No.3の「概要」	
12		ツリー図 レベル1:No.2、レベル2:No.4の「概要」	
13		ツリー図 レベル1:No.2、レベル2:No.5の「概要」	
14		ツリー図 レベル1:No.6、レベル2:No.3の「概要」	
15		ツリー図 レベル1:No.6、レベル2:No.5の「概要」	
16		1.1.資格取得	
17		1.2.種別変更(第1号取得)	「年金機構」→「日本年金機構」に統一
18		1.3.資格喪失(死亡)	
19		1.4.資格喪失(海外転出)	
20		1.6.資格喪失(その他)	
21		1.7.国内転入	「機関」→「日本年金機構」に統一
22		1.8.国内転出	

4. 標準仕様書(1.5版)案最終化に向けたその他対応事項

(前頁からの続き)

#	対象	対象箇所	対応事項
23	ツリー図・業務フロー	1.9.氏名・生年月日・性別・住所変更	
24		1.10.資格記録追加・訂正・取消	
25		1.11.不在	
26		2.1.免除・納付猶予申請書受理・審査	
27		2.2.学生納付特例申請書受理・審査	
28		2.3.免除理由該当等届受理・審査	
29		2.4.産前・産後免除申請書受理・審査	「年金機構」→「日本年金機構」に統一
30		2.5.育児免除申請書受理・審査	
31		3.1.付加加入	
32		3.2.付加辞退	
33		4.1.年金請求書等受理・審査	
34		4.2.年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	
35		5.1.年金機構への報告・送付	
36		5.2.日本年金機構からの情報登録	「機構」→「日本年金機構」に統一
37			「年金機構」→「日本年金機構」に統一
38		6.1.所得情報提供(免除勧奨)	
39		6.2.所得情報提供(継続免除)	
40		6.4.所得情報提供(年金受給者)	
41		6.7.所得証明(年金生活者支援給付金)	「年金機構」→「日本年金機構」に統一
42		6.8.基礎年金番号通知書再交付申請書受理・審査	
43	機能・帳票要件	機能ID:0260104の「要件の考え方・理由」	
44		機能ID:0260448の「機能要件」	

4. 標準仕様書(1.5版)案最終化に向けたその他対応事項

②-2 表記の統一(市区町村)

#	対象	対象箇所	対応事項
45	標準仕様書(本紙)	P.6	「地方自治体」→「市区町村」に統一
46		ツリー図 レベル1:No.1、レベル2:No.8国内転出の「概要」	「他市町村」→「他市区町村」に統一
47		1.1.資格取得	
48		1.2.種別変更(第1号取得)	
49		1.3.資格喪失(死亡)	
50		1.4.資格喪失(海外転出)	
51		1.5.資格喪失(60歳到達)	「自治体」→「市区町村」に統一
52		1.6.資格喪失(その他)	
53		1.7.国内転入	
54		1.8.国内転出	
55		1.9.氏名・生年月日・性別・住所変更	
56		1.10.資格記録追加・訂正・取消	
57	ツリー図・業務フロー	2.1.免除・納付猶予申請書受理・審査	「市町村」→「市区町村」に統一
58			「自治体」→「市区町村」に統一
59		2.2.学生納付特例申請書受理・審査	「市町村」→「市区町村」に統一
60			「自治体」→「市区町村」に統一
61		2.3.免除理由該当等届受理・審査	
62		2.4.産前・産後免除申請書受理・審査	
63		2.5.育児免除申請書受理・審査	
64		3.1.付加加入	「自治体」→「市区町村」に統一
65		3.2.付加辞退	
66		4.1.年金請求書等受理・審査	
67		4.2.年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	
68		6.1.所得情報提供(免除勧奨)	「市町村」→「市区町村」に統一
69		6.8.基礎年金番号通知書再交付申請書受理・審査	「自治体」→「市区町村」に統一
70	機能・帳票要件	以下、機能IDの「要件の考え方・理由」 • 機能ID:0260104 • 機能ID:0260392 • 機能ID:0260139 • 機能ID:0260300	「自治体」→「市区町村」に統一

4. 標準仕様書(1.5版)案最終化に向けたその他対応事項

②-3 表記の統一(事務名)

#	対象	対象箇所	対応事項
「1.10.資格記録追加・訂正・取消」への統一			
71	ツリー図・業務フロー	ツリー図 レベル1:No.1、レベル2:No.10の「レベル2」	「追加・訂正」 →「資格記録追加・訂正・取消」に統一
72		1.10.資格記録追加・訂正・取消の「業務分類」	
73		1.10.資格記録追加・訂正・取消の「業務フロー」	
「2.3.免除理由該当等届受理・審査」への統一			
74	ツリー図・業務フロー	ツリー図 レベル1:No.2、レベル2:No.3の「レベル2」	「免除理由該当等届及び納付申出受理・審査」 →「免除理由該当等届受理・審査」に統一
75		2.3.免除理由該当等届受理・審査の「業務分類」	
76		2.3.免除理由該当等届受理・審査の「業務フロー」	
「2.4.産前・産後免除申請書受理・審査」への統一			
77	機能・帳票要件	以下、機能IDの「中項目」 <ul style="list-style-type: none">• 機能ID:0260482• 機能ID:0260246• 機能ID:0260247• 機能ID:0260248• 機能ID:0260250• 機能ID:0260251• 機能ID:0260252• 機能ID:0260511	「産前産後免除申請書受理・審査」 →「産前・産後免除申請書受理・審査」に統一
「5.日本年金機構への報告・日本年金機構からの情報登録」への統一			
78	標準仕様書(本紙)	P.13	「年金機構への報告・年金機構からの情報登録」 →「日本年金機構への報告・日本年金機構からの情報登録」に統一
79		P.18	
80	ツリー図・業務フロー	ツリー図 レベル1:No.5の「レベル1」	「年金機構報告・年金機構からの情報登録」 →「日本年金機構への報告・日本年金機構からの情報登録」に統一
81		5.1.日本年金機構への報告・送付の「業務区分」	
82		5.2.日本年金機構からの情報登録の「業務区分」	

4. 標準仕様書(1.5版)案最終化に向けたその他対応事項

(前頁からの続き)

#	対象	対象箇所	対応事項
「5.日本年金機構への報告・日本年金機構からの情報登録」への統一(続き)			
83	機能・帳票要件	<p>以下、機能IDの「大項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機能ID:0260299 ・ 機能ID:0260300 ・ 機能ID:0260301 ・ 機能ID:0260302 ・ 機能ID:0260303 ・ 機能ID:0260304 ・ 機能ID:0260305 ・ 機能ID:0260306 ・ 機能ID:0260307 ・ 機能ID:0260308 ・ 機能ID:0260309 ・ 機能ID:0260447 ・ 機能ID:0260310 ・ 機能ID:0260488 ・ 機能ID:0260489 ・ 機能ID:0260313 ・ 機能ID:0260314 ・ 機能ID:0260315 ・ 機能ID:0260316 ・ 機能ID:0260417 ・ 機能ID:0260518 ・ 機能ID:0260519 ・ 機能ID:0260520 ・ 機能ID:0260490 ・ 機能ID:0260491 ・ 機能ID:0260448 ・ 機能ID:0260492 ・ 機能ID:0260321 ・ 機能ID:0260322 ・ 機能ID:0260323 ・ 機能ID:0260324 ・ 機能ID:0260325 ・ 機能ID:0260326 ・ 機能ID:0260327 ・ 機能ID:0260328 ・ 機能ID:0260329 	<p>「日本年金機構報告・日本年金機構からの情報登録」 →「日本年金機構への報告・日本年金機構からの情報登録」に統一</p>

4. 標準仕様書(1.5版)案最終化に向けたその他対応事項

(前頁からの続き)

#	対象	対象箇所	対応事項
「5.1.日本年金機構への報告・送付」への統一			
84	ツリー図・業務フロー	ツリー図 レベル1:No.5、レベル2:No.1の「レベル2」	「年金機構への報告・送付」 →「日本年金機構への報告・送付」に統一
85		5.1.日本年金機構への報告・送付の「業務分類」	
86		5.1.日本年金機構への報告・送付の「業務フロー」	
「5.2.日本年金機構からの情報登録」への統一			
87	ツリー図・業務フロー	ツリー図 レベル1:No.5、レベル2:No.2の「レベル2」	「年金機構からの情報確認・登録」 →「日本年金機構からの情報登録」に統一
88		1.11.不在	
89		2.1.免除・納付猶予申請書受理・審査	
90		2.2.学生納付特例申請書受理・審査	
91		2.3.免除理由該当等届受理・審査	
92		2.4.産前・産後免除申請書受理・審査	
93		2.5.育児免除申請書受理・審査	
94		3.1.付加加入	
95		3.2.付加辞退	
96		4.1.年金請求書等受理・審査	
97		4.2.年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	
98		5.2.日本年金機構からの情報登録の「業務分類」	
99		5.2.日本年金機構からの情報登録の「業務フロー」	
「6.6.住基情報提供(情報連携で日本年金機構が取得不可の情報)」への統一			
100	ツリー図・業務フロー	ツリー図 レベル1:No.6、レベル2:No.6の「レベル2」	「住基情報提供」 →「住基情報提供(情報連携で日本年金機構が取得不可の情報)」に統一
101		6.6.住基情報提供(情報連携で日本年金機構が取得不可の情報)の「業務分類」	
102		6.6.住基情報提供(情報連携で日本年金機構が取得不可の情報)の「業務フロー」	
103	機能・帳票要件	以下、機能IDの「中項目」 • 機能ID:0260382 • 機能ID:0260383	「住民記録システム情報提供(情報連携で日本年金機構が取得不可の情報)」 →「住基情報提供(情報連携で日本年金機構が取得不可の情報)」に統一

4. 標準仕様書(1.5版)案最終化に向けたその他対応事項

(前頁からの続き)

#	対象	対象箇所	対応事項
「6.8.基礎年金番号通知書再交付申請書受理・審査」への統一			
104	ツリー図・業務フロー	ツリー図 レベル1:No.6、レベル2:No.8の「レベル2」	「通知書再交付申請書受理」 →「基礎年金番号通知書再交付申請書受理・審査」に統一
105		6.8.基礎年金番号通知書再交付申請書受理・審査の「業務分類」	
106		6.8.基礎年金番号通知書再交付申請書受理・審査の「業務フロー」	
107	機能・帳票要件	以下、機能IDの「中項目」 • 機能ID:0260493 • 機能ID:0260494 • 機能ID:0260495 • 機能ID:0260439 • 機能ID:0260387 • 機能ID:0260388 • 機能ID:0260395	「基礎年金番号通知書再交付申請事務」 →「基礎年金番号通知書再交付申請書受理・審査」に統一

②-4 表記の統一(システム名)

#	対象	対象箇所	対応事項
108	機能・帳票要件	以下、機能IDの「要件の考え方・理由」 • 機能ID:0260470 • 機能ID:0260410 • 機能ID:0260471 • 機能ID:0260411 • 機能ID:0260472 • 機能ID:0260412 • 機能ID:0260473 • 機能ID:0260413	「住記システム」→「住民記録システム」に統一

EOF